

令和5年度新潟地方最低賃金審議会第3回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和5年10月26日 13時30分～16時30分	公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <p>1 特定最低賃金改正に係る審議について</p> <p>(1) 労側委員の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前は +49円の1,014円提示。 ・ 電機連合傘組合300人以下事業場今春平均賃上げ額7,000円÷総労働時間164.6h 43円で、 +43円、1,008円提示。 ・ その後、個別折衝を重ねて、公益提示案の+40円、1,005円を受け入れて合意に至った。 <p>(2) 使側委員の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前は +25円の990円を提示。 ・ 小規模事業者の未満率や他県の状況などから、+30円、995円を提示。 ・ その後、個別折衝を重ねて、公益提示案の+40円、1,005円を受け入れて合意に至った。 <p>(3) 公益委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労使双方に前回提示額からの更なる歩み寄りを求めて金額の合意を進めて、+40円、1,005円を公益案として労使双方に提示し、労使が合意に至り、全会一致により+40円、1,005円で決定し答申した。 <p>(4) 答申等の有無</p> <p>有。</p> <p>(5) 今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申出の期間を経た後、官報公示を行い、最短で12月27日発効予定(法定どおり)。 <p>2 その他</p> <p>(1) 今後の審議日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令6条5項適用により本日結審。 <p>公開の状況：傍聴人1名</p>	